道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類（第二号に掲げる書類に限る。）については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真 二　（略）	道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類（第二号に掲げる書類に限る。）については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・二センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真 二　（略）

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第二条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受験の申請） **第十条**　（略） 2　前項の受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルの上半身像のものとする。） 3　（略）	（受験の申請） **第十条**　（略） 2　前項の受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した手札型上半身像のものとする。） 3　（略）

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

様式第５号（第６条関係）

社会保険労務士試験受験申込書

収入印紙（消印してはならない）

ふりがな			
①氏名		②生年月日	年　月　日生
③住所			
④受験資格			
⑤受験希望地			
⑥添付書類名（除免除申請書）	1　写真票　2		
併せて免除申請を行う試験科目	1　労働基準法及び労働安全衛生法 2　労働者災害補償保険法 3　雇用保険法 4　労働保険の保険料の徴収等に関する法律 5　健康保険法 6　厚生年金保険法 7　国民年金法 8　労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	免除決定通知書番号	
⑦試験免除科目	既に免除決定を受けた試験科目 1　労働基準法及び労働安全衛生法 2　労働者災害補償保険法 3　雇用保険法 4　労働保険の保険料の徴収等に関する法律 5　健康保険法 6　厚生年金保険法 7　国民年金法 8　労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識		

私は、上記により社会保険労務士試験を受けたいので申し込みます。

令和　年　月　日

氏　名

厚生労働大臣　殿

（注意）

1　受験手数料を納付するため、受験手数料に相当する額の収入印紙を貼り付けること。

2　④については、例えば「○○大学○○学部を○年○月に卒業した」等のように記入すること。

3　添付する写真は、申込み前６月以内に撮影したものであつて、脱帽、正面、縦４．５センチメートル、横３．５センチメートルの大きさのものとすること。

4　⑥の２については、「卒業証明書」のように、添付した証明書等の名称を記入すること。

5　⑦については、この申込書に添付して免除申請を行う試験科目又は既に免除決定を受けた試験科目の番号（既に免除決定を受けた試験科目が失業保険法である場合には３、健康保険法及び日雇労働者健康保険法である場合には５、国民年金法又は通算年金通則法である場合には７、労働及び社会保険に関する一般常識である場合には８）を○で囲むこと。

備考　用紙の大きさは、Ａ４とする。